

天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務
公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務を実施する事業者（以下「事業者」という。）の選定を公募型プロポーザル方式で行うにあたり事業者の選定を公平かつ適正に行うため、天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定
- (2) その他選定委員が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 選定委員会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者及び市職員のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、事業者の選定が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 選定委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数

のときは委員長の決するところによる。

4 選定委員会は、非公開とする。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事後公表)

第9条 委員の氏名は、候補者の選定が終わるまでは公表しない。

(庶務)

第10条 選定委員会の庶務は、市長公室総合政策課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月13日から施行する。